

インド知的財産ニュースレター

第 2019-2 号
2019 年 9 月 20 日

特許規則 2019 年改正

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

特許規則 2019 年改正

ババット・ヴィニット¹

始めに

インド特許庁は 2019 年 9 月 18 日付で特許規則 2019 年改正を特許庁のウェブページ²で公開しました。特許規則 2019 年改正は、2019 年 9 月 17 日から適用されます。以下に、特許規則 2019 年改正の主な内容について説明します。

経緯

インド特許庁は 2018 年 12 月 4 日付で特許規則改正のドラフトを公開し、パブリックコメントを募集しました。インド特許庁はパブリックコメントを検討したうえで特許規則 2019 年改正を決定したとしていますが、そのパブリックコメントはインド特許庁では公開されていません。

特許規則 2019 年改正における主な改正点

	改正規則	改正内容	解説
1	規則 6「書類の配達および送達」の改正		
	規則 6(1A)	書類の原本は、特許管理官から要求された場合に、要求された日から 15 日以内に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正前は電子版書類（PDF ファイル）の原本は必ず提出する必要がありました。改正後は、原本は特許管理官から要求された場合に提出すれば良くなりました。 ◆ しかしながら、外国の出願人の場合、現地代理人が原本を保管していない限り、特許管理官から要求された日から 15 日以内に原本を提出することは困難です。15 日を超えて原本を提出した場合、特許庁手数料が発生すると思われれます。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

²

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/569_1_The_Patent_Amendment_Rules_2019_.pdf

2	規則 24C 「出願の早期審査」	<p>規則 24C(1)</p> <p>早期審査請求をすることができる出願人として、次の出願人が追加された</p> <p>(c)小規模団体(small entity)</p> <p>(d)全員が自然人であって、そのうち女性が含まれている</p> <p>(e)政府の部門</p> <p>(f)政府が設立し、所有する機関</p> <p>(g)会社法 2013 の項目 45 の 2 条に定義される「政府系企業」</p> <p>(h)政府が実質的に資金を提供している機関</p> <p>(i)-- (省略) --</p> <p>(j)インド特許庁と他国特許庁との合意に従って出願を処理するための資格を有する</p> <p>※上記(j)に基づいて提出された特許出願の特許性は当該法の関連規定に従うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 早期審査請求をすることができる出願人が増えました。特に、(j)は、インド特許庁と PPH を締結している他国特許庁の出願人になります。 ◆ インド特許庁がどの他国特許庁と PPH を締結しているかについて、インド特許庁からは特に情報はありません。一方、日本の経済産業省による³と日本特許庁とインド特許庁は PPH の実施に大筋合意しています。 ◆ オンラインで早期審査請求をする場合、様式 18A (FORM 18A) を用いることになりましたが、現在、様式 18A では「規則 24C(1)(j)に基づく早期審査請求は受理していない」となっています。 ◆ インド特許庁から規則 24C(1)(j)に基づく早期審査請求の導入や実施についてガイドラインが発行されることが期待されています。
---	------------------	--	---

³ <https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180920002/20180920002.html>